



# 金 沢 市 公 報

第 2 7 8 5 号 の 2

平成26年(2014年)1月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
<b>規 則</b>	
金沢市消防団規則の一部を改正する規則 (消防総務課)	1
<b>告 示</b>	
平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部改正について (福祉総務課)	1
平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について)の一部改正について (食肉衛生検査所)	2
平成22年告示第121号(金沢市における夜間景観の形成に関する条例の規定に基づく照明環境形成地域の指定及び当該地域ごとの照明環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定及び当該区域ごとの夜間景観形成基準について)の一部改正について (景観政策課)	2

平成8年告示第47号(本市が設置する都市公園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課)	2
<b>教育委員会告示</b>	
昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学校児童通学区域)の一部改正について (教育総務課)	2
<b>選挙管理委員会告示</b>	
昭和39年選挙管理委員会告示第18号(金沢市選挙投票区)の一部改正について (選挙管理委員会)	3
平成19年選挙管理委員会告示第111号(金沢市農業委員会委員選挙投票区について)の一部改正について ( " )	3
<b>公営企業管理規程</b>	
金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	3

## 規 則

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第1号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則(平成3年規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1金沢市第三消防団の表大徳分団の項中「無量寺3丁目」を「無量寺3丁目 無量寺4丁目 無量寺5丁目」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月22日から施行する。

## 告 示

### ●金沢市告示第17号

平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部を次のように改正し、平成26年1月22日から効力を有するものとします。

平成26年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

表大徳地区の項中「無量寺3丁目」の次に「、無量寺4丁目、無量寺5丁目」を加える。

●金沢市告示第18号

平成13年告示第59号（金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について）の一部を次のように改正し、平成26年1月22日から効力を有するものとします。

平成26年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

指定区域中「無量寺3丁目」を「無量寺3丁目 無量寺4丁目 無量寺5丁目」に改める。

●金沢市告示第19号

平成22年告示第121号（金沢市における夜間景観の形成に関する条例の規定に基づく照明環境形成地域の指定及び当該地域ごとの照明環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定及び当該区域ごとの夜間景観形成基準について）の一部を次のように改正し、平成26年1月22日から効力を有するものとします。

平成26年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表4の項中「及び向中町」を「、向中町及び無量寺5丁目」に改め、「無量寺町」の次に「、無量寺4丁目」を加え、同表6の項中「無量寺町」を「無量寺4丁目」に改める。

●金沢市告示第20号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正し、平成26年1月22日から効力を有するものとします。

平成26年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表中

421	無量寺ベイパーク	金沢市無量寺第二土地区画整理事業地内8街区1	平成22年 3月31日			を
421	無量寺ベイパーク	金沢市無量寺4丁目2番	平成22年 3月31日	平成26年 1月22日		に、
425	無量寺うみかぜ公園	金沢市無量寺第二土地区画整理事業地内13街区1	平成22年 3月31日			を
425	無量寺うみかぜ公園	金沢市無量寺町八201番	平成22年 3月31日	平成26年 1月22日		に

改める。

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第2号

昭和56年教育委員会告示第5号（金沢市立小学校児童通学区域）の一部を次のように改正し、平成26年1月22日から効力を有するものとします。

平成26年1月21日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

表十一屋小学校の項中「平栗町」を「平栗」に改め、同表木曳野小学校の項中「無量寺3丁目」の次に「、無量寺4丁目、無量寺5丁目」を加える。

## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第1号

昭和39年選挙管理委員会告示第18号（金沢市選挙投票区）の一部を次のように改正し、平成26年1月22日から効力を有するものとします。

平成26年1月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

表第48投票区の項中「(口90番地、口91番地を除く。)、無量寺1丁目から3丁目まで」を「、無量寺1丁目から5丁目まで」に改める。

### ●金沢市選挙管理委員会告示第2号

平成19年選挙管理委員会告示第111号（金沢市農業委員会委員選挙投票区について）の一部を次のように改正し、平成26年1月22日から効力を有するものとします。

平成26年1月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

表第3選挙区の部第17投票区の項中「無量寺3丁目」を「無量寺3丁目 無量寺4丁目 無量寺5丁目」に改める。

## 公営企業管理規程

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年1月21日

金 沢 市 公 営 企 業 管 理 者 系 屋 吉 廣

### ●金沢市公営企業管理規程第1号

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

(金沢市水道給水条例施行細則の一部改正)

第1条 金沢市水道給水条例施行細則（昭和29年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「無量寺3丁目」を「無量寺3丁目 無量寺4丁目 無量寺5丁目」に改める。

(金沢市ガス供給に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「無量寺3丁目」を「無量寺3丁目 無量寺4丁目 無量寺5丁目」に改める。

附 則

この規程は、平成26年1月22日から施行する。

平成26年(2014年)1月21日 印刷  
平成26年(2014年)1月21日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄